



住民税の証明書が 自動交付機で取得できるようになりました

と き 10月15日(火) から と ころ 区内21か所

これまで、住民票の写しと印鑑登録証明書の2種類を自動交付機で発行していたが、15日から、住民税(特別区民税・都民税)に関する証明書を発行することとなった。

取得できる証明書の種類を増やすことで利便性を向上させ、自動交付機の利用を拡大していくのが狙い。交付手数料は200円で窓口交付の場合より100円安く、また、窓口よりも利用できる時間が長い。

練馬区では、住民税に関する証明書を年間約12万通発行しており、全て窓口で対応していた。今回、自動交付機による発行を導入することで、全体の約3割にあたる3万から4万通の利用があると見込んでおり、区民サービスと事務の効率性の向上も期待されている。



【自動交付機】

【窓口交付と自動交付機利用の比較】

手数料のほか、交付できる証明書の種類や利用時間などに違いがある。主な違いは表のとおり。

	窓口交付	自動交付機利用
交付場所 (設置場所)	<ul style="list-style-type: none"> 区民事務所(4か所)、出張所(13か所)、 税務課税証明・軽自動車税担当(区役所本庁舎内) 	<ul style="list-style-type: none"> 区民事務所(4か所)、出張所(13か所) 石神井公園区民交流センター 西武池袋線沿線 練馬駅(地下1階・練馬区観光案内所内)、中村橋駅(南口)、江古田駅(南口)
利用時間	区民事務所 平日:午前8時30分から午後7時まで 第3土曜日:午前9時から午後5時まで 出張所/税務課税証明・軽自動車税担当 平日:午前8時30分から午後5時まで	平日:午前8時30分から午後9時まで (練馬区観光案内所は午前9時から午後9時まで) 土日祝日:午前9時から午後5時まで
証明書の種類	課税(非課税)証明書、納税証明書(最新年度を含む過去5年分まで)	課税(非課税)証明書(最新年度のみ) 納税証明書(最新年度とその前年度分)
手数料	300円	200円

【自動交付機の利用について】

練馬区で課税されており、自動交付機の利用登録を行うことで利用可能。初めて自動交付機を利用する方は、事前に利用登録が必要。

【問い合わせ】

住民税の証明書について・・・税務課 管理係

電話 03-5984-4532

証明書自動交付機について・・・戸籍住民課 住民記録係

電話 03-5984-2796